

仙台藩知行宛行状について

本 多 俊 彦

1. はじめに

知行宛行状ちぎょうあてがいじょうは発給者たる主君と受給者たる家臣との主従関係を象徴する、極めて重要な文書である。判物・朱印状・黒印状など、または折紙・堅紙など、発給者によって知行宛行状には様々な様式、形態が採られた。このような形態や料紙、用語、用字などの違いは、「家格」や「役列」などの組織内秩序を具現化していると考えられる。徳川将軍家発給の知行宛行状については、古文書学的アプローチからの先行研究がすでに多く蓄積されているが¹、近世大名家発給の知行宛行状の古文書学的検討となると、高橋修氏の論考以外にはほとんど看取されない²。

高橋氏も指摘する通り、知行宛行状は非常に形式的で単調であり、本文に盛り込まれている内容もさして価値の高いものではない³。しかし、筆者は最近、加賀藩知行宛行状について、形態や料紙、用字、用語などに着目した古文書学的検討を行い、その整備過程を明らかにするとともに、藩内における「家格」や「役列」の成立との関連性について指摘した⁴。加賀藩前田家や仙台藩伊達家だけでなく、各大家では近世を通じて、それぞれに藩内秩序の具現化などを企図して知行宛行状の整備を行い、幕末を迎えたものと考えられる。例えば、福井藩松平家とその分家における知行宛行状の形態の使い分けが既に報告されており⁵、拙稿でも加賀藩前田家とその分家たる富山藩・大聖寺藩前田家において同様の現象が看取されることを指摘した⁶。今後、

全国各地の様々な藩の知行宛行状研究が蓄積されていけば、近世武家社会への理解はさらに進むことであろう。

本稿は、東京大学経済学部資料室において仙台藩知行宛行状を偶然目にすることができたことに端を発し、小考を試みるものである。仙台藩知行宛行状では料紙に斐紙を使用しているが、これは全国的にも珍しいことではないだろうか。既に高橋氏の重厚な研究がある仙台藩知行宛行状について、新たな知見を加えることは容易ではないが、仙台藩と関係の深い宇和島藩の知行宛行状整備過程との比較などを通して検討を試みたい。

2. 仙台藩知行宛行状の変遷

仙台藩知行宛行状については、先に触れた高橋修氏の論考がある⁷。以下、高橋論文に学びながら、現在までの調査結果をまとめた表1 仙台藩知行宛行状表をもとに、仙台藩知行宛行状の整備過程を概観したい。なお、表1 に関しては、現在までに調査できた史料群に「家格」などの偏りがあることをあらかじめお断りしておく。

源頼朝が奥州藤原氏を滅亡させた奥州合戦での戦功によって拝領した陸奥国伊達郡を苗字の地とする伊達家は、奥州にその勢力を誇った。分国法「塵芥集」の制定で知られる伊達種宗の頃には戦国大名としての実質を備え、大崎5郡を領有した奥州探題大崎氏や牡鹿郡から胆沢郡に及ぶ広大な領域を支配した葛西氏らを圧迫した⁸。この頃までの伊達家発給

の知行宛行状が表 1 No.1～10 である。これらを見る限り、伊達家の知行宛行状の料紙は室町期には楮紙を使用した。南奥羽に大きな勢力圏を築き始めた天文年間には斐紙が多く見られるようになったとすることができよう。この料紙の変化は、天文 11 年 (1542) から同 17 年まで続いた「伊達氏天文の乱」と関係があるのだろうか。天文 22 年 (1553) 正月 17 日、この乱を収束させた伊達晴宗は、乱中に発給した知行安堵・宛行の判物を取り返し、新しい判物を一斉に発給した⁹。写真 1 (表 1 No.10) がこの時の晴宗知行宛行状であるが¹⁰、宛行・書止文言に「各下置所、永代不可有違乱者也、仍、為後日之證文、如件」とあり、晴宗が知行の保証を行っている。乱は種宗と晴宗の親子間で争われたため、晴宗の下での家臣団の再編成の一環として、知行宛行状の一斉発給という主従関係の再確認 (安堵) の儀礼が必要だったのであろう。

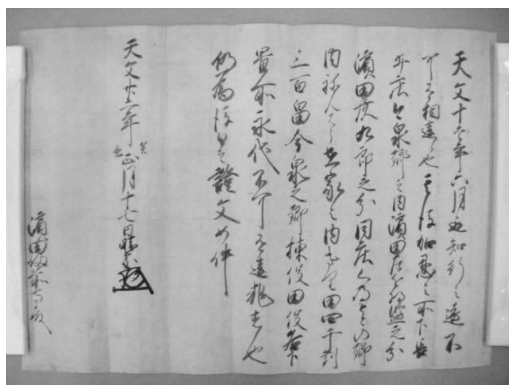


写真 1. 伊達晴宗領知判物 (仙台市博物館蔵)

この「伊達氏天文の乱」などで伊達家は一時的に勢力を後退させたが、これを克服して南奥州を統一したのが伊達政宗であった。政宗は豊臣秀吉の奥羽仕置や関ヶ原の戦いでの徳川家康への協力を経て、仙台藩の祖となる。伊達政宗の知行宛行状については、「文禄・慶長頃の宛行状は形態面では堅紙・堅継紙・折紙の混在、料紙でみるなら天正年中は斐紙

と楮紙が、それ以降は楮紙が主」であるとの高橋氏の指摘が既にある¹¹。表 1 No.11～14 からも、政宗の知行宛行状の形態に堅紙・堅継紙 (表 1 では続紙)・折紙の混在が確認できた。また、料紙については、調査できた知行宛行状の中に天正年間のものがないため、斐紙の政宗知行宛行状を確認できていないが、少なくとも、文禄年間以降は楮紙が主となることは確認できる。天正期の政宗文書の書札札では斐紙が楮紙よりも厚札だったようであるため¹²、知行宛行状の料紙が文禄年間あたりを境として斐紙から楮紙へと移行していくことは、政宗の官位・官職などの向上にともない生じた家臣たちとの間の身分差との関係を示しているのかもしれない。

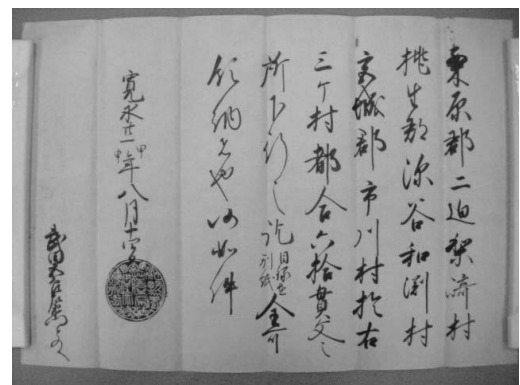


写真 2. 伊達忠宗領知黒印状 (仙台市博物館蔵)

このような前史に続いて成立するのが、高橋氏が「近世的知行宛行状」の成立と評価する、寛永 21 年 (1644) 8 月 14 日付の伊達忠宗知行宛行状である。写真 2 (表 1 No.17) がこの知行宛行状であるが¹³、これは寛永の総検地の後に藩士たちに対して一斉に発給されたものであった。この一斉発給は、家臣の個別的事情によらず、藩主権力の都合によって行われた知行宛行状発給であり、かつそこに体系立った書札札が構築されている。形態は堅紙で料紙は斐紙に統一され、差出書・宛名書の敬称・宛行文言・書止文言などは「家格」

によって整備された¹⁴。表 1 No.15～19 がこれにあたるが、これらの受給者は召出から平士の家格に相当する¹⁵。ただし、No.16 の国分宮内行信については、伊達家譜代の家臣としてそれまでは一族という高い家格に列していたのであるが、行信の隠居後に息子の「不調法」で家禄を没収されてしまったため、生活保障として新たに行信に知行が与えられたものであった。このため、宛名書の敬称には一族であった行信に敬意を払って「殿」が用いられているが、宛行・書止文言は平士の扱いとなっている¹⁶。

なお、知行宛行状の発給にはこのような一斉発給のほか、新知・加増・家督相続などの個別的事由による場合もあった¹⁷。伊達忠宗期における後者の知行宛行状が、表 1 No.20～23 (No.20 は新知、No.21・23 は加増) である。以後の仙台藩知行宛行状では個別発給がなくなるわけではないが、一括発給が主流となり、5 代藩主伊達吉村以降は藩士の家督相続では個別発給をしなくなった。このため、当該期の個別発給である表 1 No.56・81・87 は全て加増知宛行となっている。

寛永 21 年 8 月 14 日付の伊達忠宗知行宛行状以降、仙台藩の歴代藩主は次のような日付で知行宛行状の一斉発給を行っている¹⁸。

3 代：綱宗...万治 2 年 (1659) 8 月 28 日
(表 1 にデータなし)

4 代：綱村...寛文元年 (1661) 11 月 16 日
(表 1 No.24～27)

天和 3 年 (1683) 8 月 日
(表 1 No.32～35)

5 代：吉村...宝永元年 (1704) 6 月 日
(表 1 No.39～43)

6 代：宗村...延享元年 (1744) 6 月 日
(表 1 No.44～49)

7 代：重村...宝暦 8 年 (1758) 7 月 日
(表 1 No.50～55)

8 代：斉村...寛政 4 年 (1792) 7 月 日
(表 1 No.57～61)

10 代：斉宗...文化 9 年 (1812) 10 月 日
(表 1 No.62～66)

11 代：斉義...文政 3 年 (1820) 6 月 日
(表 1 No.67～74)

12 代：斉邦...文政 11 年 (1828) 6 月 日
(表 1 No.75～80)

13 代：慶邦...天保 13 年 (1842) 8 月 日
(表 1 No.82～86)

4 代藩主伊達綱村の天和 3 年の例を除き、他はすべて藩主の代替わり後の知行宛行状の一括発給である¹⁹。このことは、前藩主の知行宛行の再確認 (安堵) と新藩主の就任儀礼の一部として、知行宛行状発給が組み込まれていたことを示している。それでは、藩主の代替わりに起因しない天和 3 年は、何を契機とした一括発給だったのであろうか。

天和 3 年 8 月 日付知行宛行状が以降の仙台藩知行宛行状に与えた影響として、高橋氏は①略式化、②一元化、③形式整備の 3 点を挙げている²⁰。寛文元年 11 月 16 日付知行宛行状と比較することで、これらを確認したい。

[史料 1] (表 1 No.26)²¹

宮城郡中野村、^(照)伊沢郡堤尻村・上麻生村、
於右三ヶ村、都合四拾八貫六百三拾八文
之所、下行之訖^{目録在別紙}、全可領納者也、仍、
如件、

寛文元^{辛丑}年十一月十六日 ^(印文「藤原龜天地長久」) (黒印)
菅野正左衛門とのへ

[史料 2] (表 1 No.34)²²

^(照)膽澤郡上麻生村之内并所々、都合四拾六
貫六百三拾八文^{目録在別紙}、全可領知者也、仍、
如件、

天和三年八月日 (朱印)
(印文「伊達氏正統第十九世」)

菅野正左衛門とのへ

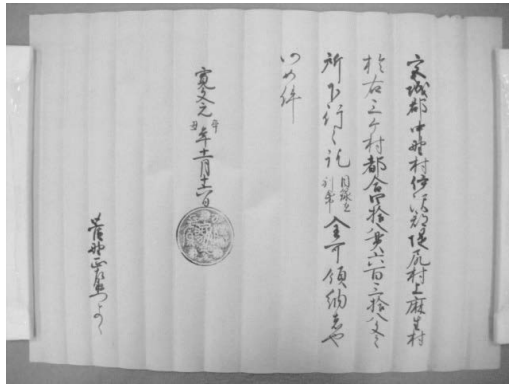


写真3. 伊達亀千代領知黒印状 (仙台市博物館蔵)

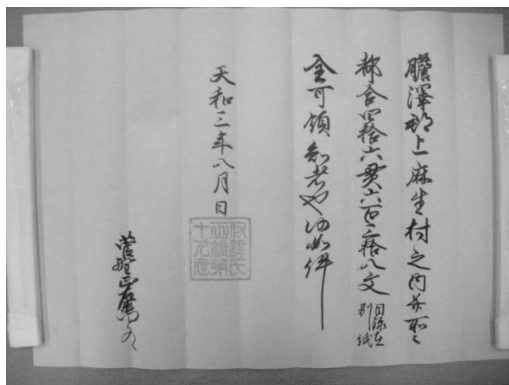


写真4. 伊達綱村領知朱印状 (仙台市博物館蔵)

史料1(写真3)は寛文元年、史料2(写真4)は天和3年の、菅野正左衛門宛伊達綱村(亀千代)知行宛行状である。史料1の下線部では拝領した3村全てを列挙しているが、史料2の下線部では1村以外は省略された。また、年月日の表記も、史料2では干支と日にちが省略されている。これが、高橋氏の指摘する①略式化であった。また、差出書については、史料1が黒印(印文「藤原亀天地長久」)であるのに対して、史料2は朱印(印文「伊達氏正統第十九世」)となる。やや大振りの斐紙を料紙とし、藩主実名の下に黒印を据えた大身家臣に対しても、天和3年以降は同じ大きさの斐紙を用いて朱印のみを据える形に統一した。これが②一元化である。さらに、宛名書の位置や封紙の添付、料紙の折り方などの③

形式整備も天和3年以降に進められた。

以上のように、仙台藩知行宛行状は伊達綱村の天和3年8月日付知行宛行状の一斉発給によって、整備がほぼ完成した。この後、「領知」しか使用されていなかった書止文言に「収納」の語が加わったのが、写真5(表1 No.44)の延享元年6月日付6代藩主伊達宗村知行宛行状である²³。以後、仙台藩知行宛行状の様式は幕末まで堅持されていった。

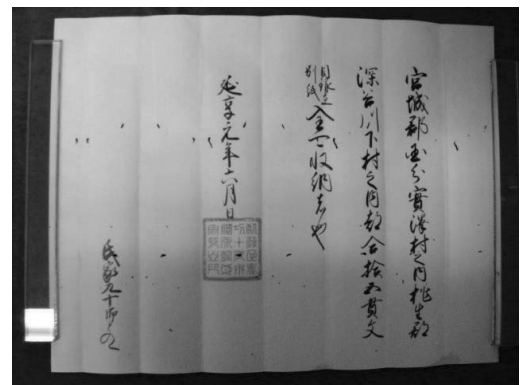


写真5. 伊達宗村領知朱印状 (東京大学経済学部資料室蔵)

ところで、綱村は天和3年より使用するようになった朱印の印文に「伊達氏正統第十九世」と刻んだが²⁴、これは奥州の地に連綿と続く伊達家当主としての矜持を示すものであろう。この奥州における伊達家の歴史性の主張は、文書料紙の選択にも表れているかもしれない。仙台藩知行宛行状の料紙は斐紙であるが、その原料の雁皮は栽培が難しく、中部地方から西日本にかけての温暖な地域に自生するものを利用した²⁵。仙台藩の領内で知行宛行状に必要な量の雁皮を収穫することは困難であったと思われるため、大量の斐紙もしくは抄紙材料としての雁皮の購入がなされた可能性がある。そうであるならば、あえてそれを選択したことの意味が検討されなければならない。

ここで表1を改めて見直すと、伊達家が戦国大名化した天文年間に知行宛行状に使用さ

れていた料紙は斐紙であった。このため、仙台藩知行宛行状の料紙に斐紙が用いられた理由には、戦国期以来の斐紙使用の継承が想定できるかもしれない。

斐紙は生産量が少なく稀少であり、かつ繊維が細いために厚手の料紙は抄紙しにくい。初期の斐紙の厚さは 0.12mm 程度であったが、やがて料紙に厚さが求められるようになったのか、0.15mm を超える斐紙が使用されるようになった。これらの厚手の料紙をよく観察すると、折り目の部分で薄い紙が数枚剥離しているのが看取できる。つまり、薄手の斐紙を複数枚貼り合わせて料紙に用いたのである。厚手の料紙が求められるのであれば、檀紙のような楮紙への変更が現実的であったにもかかわらず、斐紙にこだわったということは、やはり相当な意義をそこに見るべきだろう。

以上、本章では仙台藩知行宛行状の整備過程などを概観し、寛永 21 年から天和 3 年にかけて整備が進んだことを確認した。また、仙台藩知行宛行状の整備では、伊達家の歴史性が意識されている可能性を想定した。次章では、仙台藩伊達家の「家別れ」である宇和島藩伊達家の知行宛行状を検討する。

3. 宇和島藩知行宛行状の変遷

伊達政宗の庶長子である伊達秀宗を藩祖とする宇和島藩知行宛行状については、東昇氏によって、内容の観点から、①地方知行、②初入、③家督相続、④新知・加増、⑤高直の 5 つに分類されている²⁶。しかし、宇和島藩知行宛行状がどのように整備されたかについて明確に示した先行研究は看取されない。そこで、東氏の分類に学びながら、現在までに収集することのできたデータをまとめた表 2 宇和島藩知行宛行状表をもとに、本章では宇

和島藩知行宛行状の整備過程を見ていく。なお、表 2 については、調査できた史料に「家格」などの偏りがあるため、必ずしも宇和島藩知行宛行状の全貌を捉えられていないことをあらかじめお断りしておく。



写真 6. 伊達秀宗領知黒印状
(愛媛県歴史文化博物館蔵)

元和元年(1615) 3月に宇和島へ入部した伊達秀宗が、その5ヶ月後に発給した知行宛行状が写真 6(表 2 No.1)

である²⁷。この本文に村名と石高が表記されていることから分かる通り、宇和島藩では当初、地方知行制を採った。この知行宛行状は、東氏の分類①に相当する文書であり、表 2 中では No.1・2 が該当する。宇和島藩で地方知行が廃止されたのは正保 3 年(1646)であるが²⁸、それ以前にあたる寛永 9 年(1632)の知行宛行状(表 2 No.3)や寛永 21 年のもの(表 2 No.4・5)では村名は看取されない。東氏の論考で取り上げられた例には寛永 11 年のものも含まれているため、地方知行制が徐々に後退したか、もしくは村名表記を徐々に取りやめていったと解することができようか。いずれにせよ、初代藩主である秀宗は明暦 3 年(1657)に隠居するまでの間に、文言では判別できないが、新知や加増、家督相続による知行宛行状を随時発給し(東氏の分類の③・④)、その中には地方知行制を確認できる知行宛行状もあったと理解できよう。また、秀宗期の知行宛行状は差出書が実名なしの黒印(印文不明)、宛名書の敬称には「殿」を使用した。家格によって判物と印判状の別があったらしいが²⁹、調査できた

中では判物を確認できていない。形態は縦紙か縦切紙であり、料紙は楮紙を用いた。同じ時期に、仙台藩知行宛行状では斐紙を料紙としていることは、対照的で興味深い。

続く2代藩主伊達宗利の代には、藩主の代替わり後に初めてお国入りした際に発給される「初入」(東氏の分類の②)が始まる。表2 No.6がこれに当たるが、本文に「如前々充行畢、全令領知、可抽忠功者也」とあるように、先代藩主の知行宛行状の再確認(安堵)を行い、新藩主の就任儀礼の一部に知行宛行状発給が組み込まれたことを意味した。なお、この「初入」は、表2を見ると、新知や加増、家督相続による知行宛行状の随時発給を妨げるものではないようである。このほか、宗利期の知行宛行状は形態に切紙が見られなくなり、料紙は初期に41.0cm×57.0cmであった楮紙が、寛文年間あたりに38.0cm×52.0cmの楮紙へと変化していく。また、知行宛行状は差出書が藩主実名なしの黒印(印文「宗利」)であり、宛名書の敬称は「とのへ」となり、書止文言は秀宗期と同様に当初は「全令領知、可抽忠功者也」を用いたが、やがて「全可領知(知行)之状如件」へと変わった。

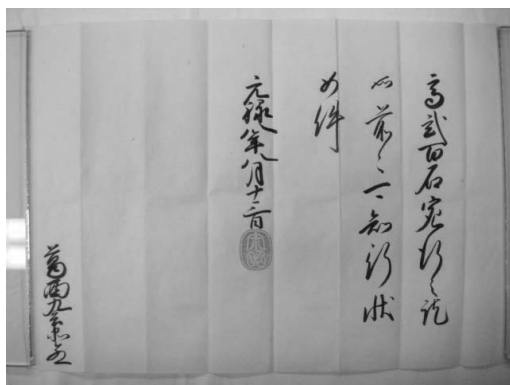


写真7. 伊達宗賞領知黒印状(愛媛県歴史文化博物館蔵)

3代藩主伊達宗賞むねよしの頃には、藩主の代替わり安堵の知行宛行状である「初入」が一斉発給となる(表2 No.12~16)。写真7(表2 No.12)

はこの知行宛行状である³⁰。

これ以降、歴代藩主の「初入」は次のような日付で一斉発給となった。

4代: 村年むらとし...享保6年(1721)11月16日
(表2 No.22~26)

5代: 村候むらとき...寛保3年(1743)8月13日
(表2 No.28~30)

6代: 村壽むらなが...寛政7年(1795)8月10日
(表2 No.40~42)

7代: 宗紀むねただ...文政8年(1825)8月10日
(表2 No.48~52)

8代: 宗城むねなり...弘化2年(1845)8月13日
(表2 No.54~57)

9代: 宗徳むねえ...安政6年(1859)10月朔日
(表2 No.60~63)

文書料紙には32.0cm×45.0cmほどの楮紙を使用し³¹、差出書は実名なしの黒印(印文「宗昭」、宗賞の初名)であり、宛名書の敬称には「とのへ」を用い、書止文言は「可知行(之)状如件」が使用されるようになる。東氏は宗賞の「初入」で「知行宛行状へ朱印が捺されはじめ」たとするが³²、少なくとも表2からはこのことを確認できない。後述するように、宇和島藩の知行宛行状への朱印の使用は、表2では5代藩主伊達村候からとなる。

宇和島藩知行宛行状の様式が確立されたのは5代藩主伊達村候の代である。村候は知行宛行状に据える印判を、それまでの藩主が使用した縦長の角丸方形の黒印から①円形の朱印(印文「村候」、直径3.9cm)へと変更し(写真8: 表2 No.27³³)、寛保3年(1743)8月13日付の「初入」でもこれを使用した。その後、②印文「宇和島之主村候」(方形、7.1cm×8.9cm)の朱印(表2 No.31)、次いで③印文に「伊達氏嫡流」の文言を含む朱印(方形、7.1cm×8.9cm)を使用し(表2 No.32・33)

(写真 9³⁴)、最終的には④円形の朱印(印文「村候」、直径 6.5cm)に至る(表 2 No.34 (写真 10³⁵) ~39)。

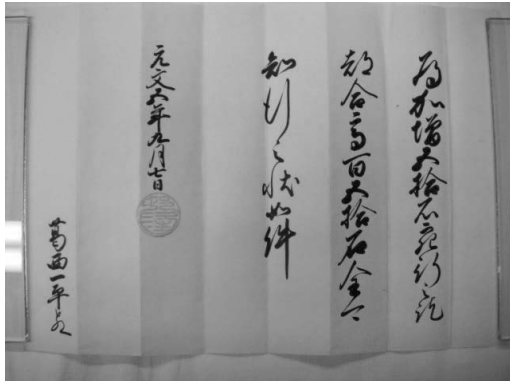


写真 8. 伊達村候領知朱印状(愛媛県歴史文化博物館蔵)

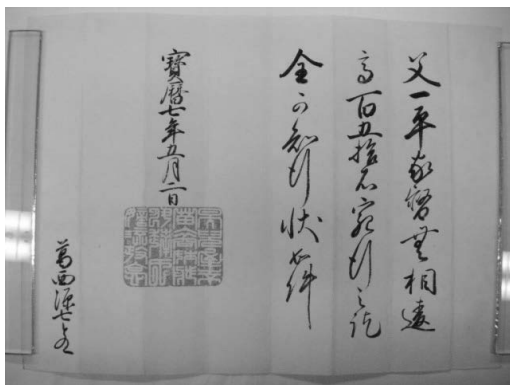


写真 9. 伊達村候領知朱印状(愛媛県歴史文化博物館蔵)

『甲子夜話』で「三百諸侯屈指の良主」と賞賛された村候は³⁶、宇和島藩と仙台藩との「本末争い」で知られる。この騒動は寛延 2 年(1749)から翌年にかけて起こったが、この 2 年前に見られるのが先の②印文「宇和島之主村候」の朱印であり、幕府の調停で「本末争い」が一応の収束をみた直後から見られるのが、③印文に「伊達氏嫡流」の文言を含む朱印であった。後者については、仙台藩伊達家を「家元」とし、宇和島藩伊達家を「家別れ(別家)」とすることになったことを踏まえると、より理解できる。このため、この朱印変更の背景に仙台藩との一連の「本末争い」を想定することは的外れではないだろう。また、両朱印はともに 7.1cm×8.9cm と約 6.1cm

四方の仙台藩の方形朱印の大きさを凌駕した。ここには、先行使用されている仙台藩の朱印への対抗が看取されよう。

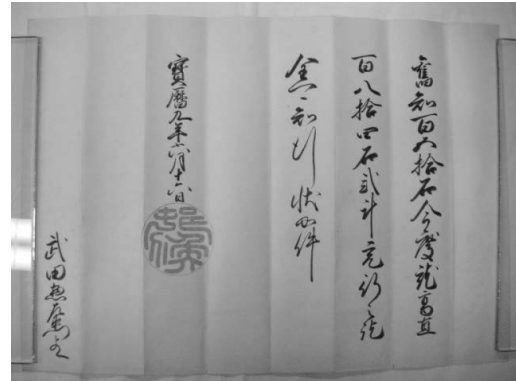


写真 10. 伊達村候領知朱印状(愛媛県歴史文化博物館蔵)

続いて使用されるようになる④印文「村候」の円形朱印は実に絶妙な大きさであり、直径 6.5cm の円は仙台藩の使用する約 6.1cm 四方の方形朱印と拮抗する大きさであった。大きさだけでなく、仙台藩と異なる形をあえて選択したことは、村候の仙台藩に対する心情の変化が感じられて興味深い。なお、この後の歴代藩主の朱印については、6 代伊達村壽が印文「村壽」の円形朱印(直径 6.9cm)、7 代伊達宗紀が縦長角丸方形朱印(5.1cm×3.3cm)、8 代伊達宗城が印文「宗城」の円形朱印(直径 5.5cm)、9 代伊達宗徳が印文「宗徳」の円形朱印(直径 6.3cm)を使用した³⁷。

なお、④印文「村候」の円形朱印の導入は、宝暦 9 年(1759)6 月 16 日の「高直」(東氏の分類の⑤)を機に行われたようである。「高直」は、役米計算方法の変更によって一部藩士を対象に一斉発給が行われた単発の発給であったが、東氏によると、これを機に知行宛行状の様式も変更されたらしい³⁸。それまで受給者の家格によって判物と印判状が使い分けられていた状態を朱印状に統一し、「とのへ」が使用されるようになっていた宛名書の敬称を御用人以上では「殿」とした。また、用語

についても、宛行文言は「宛行」を「充行」に、書止文言は番頭以上では「知行之状如件」でそれ以下は「知行状如件」とするなど詳細に規定し、ここに宇和島藩知行宛行状の整備が完成したのである。

以上、宇和島藩知行宛行状の整備過程について、東氏の論考に学びながら概観した。宇和島藩では伊達秀宗の入部後、知行宛行状の整備を徐々に進めたが、それが完成したのは伊達村侯の代である。村侯の代に整備が進んだ背景には、仙台藩伊達家との「本末争い」を想定することができよう。

4. おわりに

以上、本稿では、仙台藩知行宛行状と宇和島藩知行宛行状の検討と両者の関連性について考察した。まとめると、次のようになる。

仙台藩知行宛行状は、寛永21年(1644)から天和3年(1683)にかけて整備された。形態は縦紙、料紙は斐紙に統一され、差出書・宛名書の敬称・宛行文言・書止め文言などが整備される。また、発給形態は一斉発給を主としつつも、加増などによる個別発給が残存した。天和3年には、知行宛行状の①略式化、②一元化、③形式整備が進められる。この中で、印判を黒印から朱印に変更した仙台藩4代藩主伊達綱村には、印文に奥州に連綿と続く伊達家の歴史性に対する矜恃を感じさせる。

この仙台藩伊達家から元和元年(1616)に別れて成立したのが、宇和島藩伊達家であった。宇和島藩知行宛行状では当初、堅切紙が見られるなど奥羽・東国の色合いの濃い様式が採られた。発給形態は藩主代替わり後の初入部である「初入」での知行宛行状の一斉発給が中心となったが、家督相続などの個別的発給も行われている。それまで黒印を据えて

いた宇和島藩知行宛行状に朱印を導入し、様式を確立させたのは5代藩主伊達村侯であった。村侯は仙台藩に対抗するため、同藩の知行宛行状を参考にしながら、宇和島藩知行宛行状を整備した可能性がある。村侯が積極的に展開した仙台藩との「本末争い」以前には仙台藩主の朱印よりも大きな朱印(印文「宇和島之主村侯」)を使用し、騒動の直後には「伊達氏嫡流」の語を印文に含む朱印を使用した。このことは、仙台藩の整備した知行宛行状の様式などが、「家別れ」の宇和島藩の知行宛行状に影響を与えたことを示している。

知行宛行状の料紙についても、興味深い点がある。仙台藩知行宛行状の料紙は斐紙、宇和島藩知行宛行状の料紙は楮紙と、両藩の料紙は一見、何の関係性もなさそうに見える。しかし、宇和島藩では3代藩主伊達宗贇の頃から、料紙にパリッとした堅さが感じられる風合に変わった。料紙の顕微鏡観察では楮の繊維と繊維の間隔が詰まって見えるため、料紙に打紙を施した可能性が想定できる。そうだとすると、このことは仙台藩知行宛行状の料紙である斐紙に風合いを近づけるための加工であったと想像することができよう。

大名家の本家と分家において、知行宛行状の形態を使い分ける例としては、福井藩松平家の本・分家が既に報告されている³⁹。また、加賀藩前田家とその分家である富山藩・大聖寺藩でも同様のことがあることが指摘されている⁴⁰。これらの使い分けは、近世大名家の本・分家関係を考える上で、非常に重要な素材といえよう。直接的な本・分家関係ではないかもしれないが、本稿で今回確認した「家元」仙台藩と「家別れ」宇和島藩の知行宛行状の様式などにおける連関性もまた、近世大名家の関係や情報伝達などを考える際の素材

となり得るであろう。本稿に、そのような近世武家社会の理解に幾許かでも資するものがあれば幸いである。

【附記】史料の閲覧に際し、小島浩之氏（東京大学大学院経済学研究科講師）及び井上淳氏（愛媛県歴史文化博物館専門学芸員）、坂田美咲氏（仙台市博物館学芸員）のご協力を賜った。末筆ながら、

謝意を表したい。また、本稿に係る調査のうち、仙台市博物館における調査では天野真志氏（東北大学災害科学国際研究所人間・社会対応研究部門歴史資料保存研究分野助教）と松永あかり氏（東北学院大学文学部歴史学科3年）のご協力を賜った。合わせて感謝申し上げる次第である。

（ほんだ としひこ：高岡法科大学准教授）

- ¹ 例えば、大野瑞夫「領知判物・朱印状の古文書学的検討：寛文印知の政治史的意義（一）」『史料館研究紀要』13, 1981 や同「『領知判物・朱印状』再論」『東洋大学文学部紀要』53（史学科篇25）, 2000、藤井譲治『徳川將軍家領知宛行制の研究』思文閣出版, 2008 など。
- ² 大名家知行宛行状の古文書学的検討としては、高橋修「仙台藩知行宛行状の文書学的研究」（上）『文化』60（3・4）, 1997 及び同（下）『文化』61（1・2）, 1997 を挙げるができる。このほか、宇和島藩に関しては東昇「宇和島藩の知行宛行状と判物改」『武家文書目録（愛媛県歴史文化博物館資料目録）』第7集, 愛媛県歴史文化博物館, 2000、佐賀藩については柴多一雄「佐賀藩の知行判物について」『九州史学』88・89・90, 1987 がある。
- ³ 前掲註2 高橋論文。
- ⁴ 拙稿「加賀藩知行宛行状の古文書学的検討」『加能地域史』56, 2012。
- ⁵ 舟沢茂樹「藩主判物・朱印状・黒印状」『概説古文書学 近世編』日本歴史学会編, 吉川弘文館, 1989
- ⁶ 前掲註4 拙稿。
- ⁷ 前掲註2 高橋論文。
- ⁸ 渡辺信夫他著『宮城県の歴史』山川出版社, 1999。
- ⁹ 前掲註8 著書。
- ¹⁰ 「濱田家資料」4（仙台市博物館蔵）。
- ¹¹ 前掲註2 高橋論文。
- ¹² 小林清治「伊達政宗の書札札」『古文書研究』41・42, 1995。
- ¹³ 「武田家資料」1（仙台市博物館蔵）。
- ¹⁴ 前掲註2 高橋論文。
- ¹⁵ 仙台藩伊達家の家臣団は、門閥・平士・組士・卒の4等級から編成され、組士以上が士分として知行を土地で与えられていた。また、門閥には、一門（11家）・一家（17家）・準一家（10家）・一族（22家）・宿老（3家）・着坐（28家）・太刀上（10家）・召出（89家）がある（前掲註8 著書及び齋藤鋭雄「仙台藩家臣団の成立と編成」『宮城の研究 3』渡辺信夫編, 清文堂, 1983）。
- ¹⁶ 齋藤潤「新収資料・国分家資料について」『仙台市博物館調査研究報告』20, 2000。
- ¹⁷ 例えば、後述するように、宇和島藩伊達家では「初入」という一斉発給のほか、相続などの個別的発給も併用された（前掲註2 東論文）。また、加賀藩では藩主の代替わりに起因する知行宛行状の一斉発給は行われておらず、基本的には個別発給であった（前掲註4 拙稿）。

- ¹⁸ 前掲註 2 高橋論文。
- ¹⁹ 高橋氏は前掲註 2 論文において、宝永元年以降の日付を新藩主が家督相続後に初めて国許に入部した日付とする山室恭子氏の説（「伊達家臣片倉氏における中世と近世」『遙かなる中世』7, 1986）を支持している。
- ²⁰ 前掲註 2 高橋論文。
- ²¹ 「菅野家資料」5（仙台市博物館蔵）。
- ²² 「菅野家資料」6（仙台市博物館蔵）。
- ²³ 「土屋家旧蔵文書」（27）仙台藩土相沢家の史料他-100（東京大学経済学部資料室蔵）。
- ²⁴ 前掲註 2 高橋論文によれば、伊達綱村は元禄 16 年（1703）の隠居前に自らの歴史認識を修正して「第 20 世」と称するようになる。しかし、知行宛行状を発給した当初は「第 19 世」の認識のもと、印文「伊達氏第十九世」を使用していた。このため、次の 5 代藩主伊達吉村の朱印の印文は「伊達氏第廿壱当主」と「第 21 世」になってしまい、朱印の印文上は 1 代分の齟齬が生まれている。
- ²⁵ 湯山賢一編『文化財学の課題：和紙文化の継承』勉誠出版, 2006。
- ²⁶ 前掲註 2 東論文。
- ²⁷ 「宇和島藩知行宛行状（45）」（愛媛県歴史文化博物館蔵）。
- ²⁸ 内田九州男他著『愛媛県の歴史』山川出版社, 2003。
- ²⁹ 前掲註 2 東論文。
- ³⁰ 「葛西家文書」A-4（愛媛県歴史文化博物館蔵）。
- ³¹ その後、文書料紙は 32.0cm×45.0cm（～47.0cm）ほどに定型化してゆく。
- ³² 前掲註 2 東論文。東氏は『記録書抜 伊達家御歴代事記一』（近代史文庫宇和島研究会, 1981）の 8 月 13 日条「御日柄能、御朱印御押始被仰付、武田治部太夫・小川勝助罷出、治部太夫御押始仕候」（下線は筆者による）を根拠に、このように指摘している。しかし、藤井氏も熊本藩主細川家宛の徳川將軍家発給知行宛行状で既に指摘しているように、史料上では領知判物・領知朱印状・領知黒印状を総称する語として「御朱印（状）」と記される場合がある（前掲註 1 藤井著書）。また、福井藩では藩主名の知行宛行状ですらない勘定奉行連名の「御書出」を「御朱印」と呼んだ例もあり（福井市立郷土歴史博物館蔵「門野家文書」14 の付箋）、記録史料に見られる「朱印」という語が実物としての「朱印状」の存在を必ずしも示さない場合がある（福井藩知行宛行状については、別稿を予定している）。なお、筆者が調査した史料が偶然にも黒印状であり、実際には朱印状も使用されていたのであれば、この頃に朱印と黒印の使い分けが行われていたことになり、それはそれで非常に興味深い。
- ³³ 「葛西家文書」A-7（愛媛県歴史文化博物館蔵）。
- ³⁴ 「葛西家文書」A-9（愛媛県歴史文化博物館蔵）。
- ³⁵ 「武田家文書」A-7（愛媛県歴史文化博物館蔵）。
- ³⁶ 前掲註 8 著書。
- ³⁷ 村侯の朱印からの連続性で考えるならば、宗紀と宗城の朱印の形状や大きさは異例となるが、この点については今後の課題としたい。
- ³⁸ 前掲註 2 東論文。
- ³⁹ 前掲註 5 舟沢論文。
- ⁴⁰ 前掲註 4 拙稿。

表 1. 仙台藩知行宛行状表

No.	年号	西暦	月日	文書名	差出書	宛名書	形態	縦 (cm)	横 (cm)	添加物	料紙	本文	史料群	文書番号	所蔵者
1	嘉慶2年	1388	7月4日	伊達政宗知行配分状	兵部種少輔(花押)	国分彦四郎入道殿	縦紙	30.8	38.3		楮紙	出羽国置民郡 長井庄 萩生郷内 <四十九貫八百四十八文当分殿云々> 右所配分之状如件但本配分状不請取之由候之間達任本目録判行候了	国分	3	仙台市博物館
2	応永9年	1402	11月30日	伊達政宗知行安堵状	沙弥円孝(花押)	国分河内入道殿	縦紙	30.6	41.0		楮紙	陸奥国河内郡平次郎北方事右早越後入道宣久令該合任先所可被抄沙汰之状如件	国分	4	仙台市博物館
3	応永14年	1407	3月15日	伊達氏宗知行安堵状	兵部少輔氏宗(花押)	国分河内入道殿	縦紙	30.6	41.5	なし	楮紙	陸奥国河内郡平次郎之北方事右任父亡門判形旨知行不可有相違之状如件	国分	5	仙台市博物館
4	文安2年	1445	10月17日	伊達持宗施行状	大権大夫持宗(花押)	国分筑後殿	縦紙	28.0	39.5	なし	楮紙	陸奥国信夫庄 保木田郷内 一字須河波田 右為勘功之貴可令支配由依仰執達如件	国分	6	仙台市博物館
5	文正2年	1467	11月吉日	伊達千代松丸所領渡状	千代松丸	国分河内守殿	切紙	32.0	34.5	なし	楮紙	出羽国最上郡之内栗生田郷之事渡之候任先例可有知行之状如件	国分	7	仙台市博物館
6	天文12年	1543	7月3日	伊達晴宗領知判物	晴宗(花押)	国分源三殿	縦紙	34.0	42.5	なし	斐紙	今般無二依奉公致生郷之内南方濱田与七郎知行之分一歩不踐充行之段難以抽虫候後日據文如件	国分	8	仙台市博物館
7	天文12年	1543	11月29日	伊達晴宗領知判物	晴宗(花押)	濱田下総守殿	縦紙	33.5	50.5	なし	楮紙	今般依奉公下長并今泉郷之内 一 濱田孫兵衛尉分切田五千町 一 濱田將監之分 切田五千町 一 桑崎藩十分 切田五千町 一 中野大学助分 切田五千町 一 町屋敷<一字> 一 きた山 一 棟役反銭免許 右置所永代不可有相違者也 仍為後日據文如件	濱田	1	仙台市博物館
8	<天文14年>	1545	8月3日	伊達種宗領知判物	種宗(花押)	濱田下総守殿	縦紙	32.5	45.2	なし	斐紙	以前種文二書加候こと<濱田与七之内下長井庄今泉郷之地并其物所帯之内田庄萩生郷南方彼二ヶ所計相除候而其外無相違是をあて置候候今已後無口權奉公可為肝要者也仍為後日據文如件	濱田	2	仙台市博物館
9	天文14年	1545	9月11日	伊達晴宗領知判物	晴宗(花押)	濱田四郎右兵衛尉殿	縦紙	30.1	43.5	なし	斐紙	今般就奉公之忠 一 松岡藤右衛門尉跡 一 船生右馬助跡 西所代充行候也 仍為後日據文如件	濱田	3	仙台市博物館
10	天文22年<癸丑>	1553	正月17日	伊達晴宗領知判物	晴宗(花押)	濱田備前守殿	縦紙	33.7	47.5	なし	斐紙	天文十卷年六月返知行之辺不可有相違候也其後加恩之所下長井庄今泉郷之内濱田左近將監之分濱田藤九郎之分田庄<のみの郷内ねんはう在家之内きり田四千町三百畝今泉之郷様役田役各下置所永代不可有違乱者也仍為後日之據文如件	濱田	4	仙台市博物館
11	<慶長6末年>	1601	2月18日	伊達政宗領知黒印状	(黒印・藤原氏政宗)	佐々布五郎右衛門尉	折紙	33.7	47.0	なし	楮紙	本知行甘實文為加増一追之内上野甘實文之所合四十貫文下置候者也仍如件	佐々布	1	仙台市博物館
12	<慶長10年>	1605	12月20日	伊達政宗領知黒印状	(黒印・)	桜田玄蕃	縦紙	36.3	46.5	なし	楮紙	東山藤沢之口 一 六拾五貫拾九文 本知行 同小徳田之内 一 世四貫八百九拾五文 同知行 同所之内 一 拾貫三百三拾五文 右都合拾貫貳百世六文之所下置者也仍如件	桜田		仙台市博物館
13	<寛永4年>	1627	5月24日	伊達政宗領知黒印状	(黒印・藤原氏政宗)	菅正三郎とのへ	続紙	34.6	80.3	なし	楮紙	名取南方下余田之内 高百拾貳貫九百廿三文 御蔵入 此内 貳貫四百五十三文 <百姓>加藤与左衛門 一 壹貫八百貳文 <同>三浦与五右衛門 一 壹貫三百拾九文 <同>佐藤助六 一 四貫四百五十四文 <同>藤兵衛 合拾貫貳十八文 大崎口郡下新田 新御蔵入之内 一 壹貫九百四十四文 塩尻美濃分 一 四貫貳百四十六文 平田忠藏分 一 三貫八百拾五文 清久分 合拾貫貳文 同口郡之内根塚村 一 貳貫二百八十四文 蒲生与作分 一 八貫三百廿文 大石孫六分 合拾六貫四貫文 右都合三拾貫六百三十三文之所下置候永代不可有相違者也	菅野	1	仙台市博物館
14	<寛永8年>	1631	6月5日	伊達政宗領知黒印状	(黒印・藤原氏政宗)	菅野勝三郎とのへ	縦紙	34.4	43.7	なし	楮紙	関清左衛門本知行名取北方郡山之内一貫三百三拾八文同分宮城滿生之内一七貫五拾五文泉田勘四郎本知行名取南方下之郷之内一貳貫六拾六文菅野与吉本知行国分根之白石之内一六拾貳文同分同田中村之内一五百貳拾五文同分同田小村崎之内一八九三拾七文右都合九貫八百八拾貳文之所江戸定詰二付而下置候當専より知行可仕者也仍如件	菅野	2	仙台市博物館
15	寛永21<甲申>年	1644	8月14日	伊達忠宗領知黒印状	(黒印・藤原忠宗)	濱田半兵衛とのへ	縦紙	35.2	47.5	なし	斐紙	加美郡下新田村藤井流下油田村東山摺沢村於右三ヶ村都合七拾三貫六百元之所下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	濱田	5	仙台市博物館
16	寛永21<甲申>年	1644	8月14日	伊達忠宗領知黒印状	(黒印・藤原忠宗)	国分宮内殿	縦紙	35.1	48.7	なし	斐紙	於伊賀郡平賀村五貫文之所下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	国分	21	仙台市博物館
17	寛永21<甲申>年	1644	8月14日	伊達忠宗領知黒印状	(黒印・藤原忠宗)	武田五郎左衛門とのへ	縦紙	34.0	49.7	なし	斐紙	栗原郡二道梨崎村桃生郡深谷和瀨村宮城郡市川村於右三ヶ村都合六拾貫文之所下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	武田	1	仙台市博物館
18	寛永21<甲申>年	1644	8月14日	伊達忠宗領知黒印状	(黒印・藤原忠宗)	菅野滿太郎とのへ	縦紙	35.1	51.3	なし	斐紙	宮城郡国分大倉村伊達郡塩尻村上麻生村右於三ヶ村都合四拾七貫八百文之所下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	菅野	3	仙台市博物館
19	寛永21<甲申>年	1644	8月14日	伊達忠宗領知黒印状	(黒印・藤原忠宗)	佐々布五郎右衛門とのへ	縦紙	35.0	50.0	なし	斐紙	栗原郡三迫藤瀨戸村黒川郡榎田村右於三ヶ村都合三拾貫百文之所下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	佐々布	2	仙台市博物館
20	正保3<丙戌>年	1646	12月10日	伊達忠宗領知黒印状	(黒印・藤原忠宗)	国分勘太郎とのへ	縦紙	35.3	48.8	なし	斐紙	於栗原郡三迫沼倉村五貫文之所下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	国分	22	仙台市博物館
21	慶安元<戊申>年	1648	4月19日	伊達忠宗領知黒印状	(黒印・藤原忠宗)	武田五郎左衛門とのへ	縦紙	34.4	47.5	なし	斐紙	栗原郡二道梨崎村桃生郡深谷輪瀨村宮城郡市川村右於三ヶ村六拾貫文此度為加増登米郡赤生津村拾四貫八百九拾五文都合六拾四貫八百九拾五文之所下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	武田	2	仙台市博物館
22	明暦2年	1656	3月23日	伊達忠宗領知黒印状	(黒印・藤原忠宗)	菅野正左衛門尉とのへ	縦紙	37.1	51.4	なし	斐紙	宮城郡中野村伊達郡上麻生村塩尻村右於三ヶ村都合四拾七貫八百文之所下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	菅野	4	仙台市博物館
23	明暦2年	1656	閏4月26日	伊達忠宗領知黒印状	(黒印・藤原忠宗)	武田五郎左衛門尉とのへ	縦紙	35.0	51.5	なし	斐紙	宮城郡市川村桃生郡深谷和瀨村栗原郡二道梨崎村登米郡赤生津村右於四ヶ村七拾六貫八百九拾五文此度為加増深谷和瀨村赤生津村合六拾貫五百五拾文都合百三拾六貫三百九拾五文之所下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	武田	3	仙台市博物館
24	寛文元<辛丑>年	1661	11月16日	伊達亀千代領知黒印状	(黒印・藤原亀天地長久)	濱田市郎兵衛とのへ	縦紙	36.3	44.0	なし	斐紙	磐井郡流下油田村東山摺沢村加美郡下新田村於右三ヶ村都合七拾三貫六百元之所下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	濱田	7	仙台市博物館
25	寛文元<辛丑>年	1661	11月16日	伊達亀千代領知黒印状	(黒印・藤原亀天地長久)	武田五郎左衛門尉とのへ	縦紙	35.9	49.7	なし	斐紙	宮城郡市川村高橋村桃生郡深谷和瀨村栗原郡二道梨崎村登米郡赤生津村右於五ヶ村都合百三拾六貫四百五拾八文之所下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	武田	4	仙台市博物館
26	寛文元<辛丑>年	1661	11月16日	伊達亀千代領知黒印状	(黒印・藤原亀天地長久)	菅野正左衛門とのへ	縦紙	36.6	50.1	なし	斐紙	宮城郡中野村伊達郡塩尻村上麻生村右於三ヶ村都合四拾八貫六百三拾八文之所下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	菅野	5	仙台市博物館
27	寛文元<辛丑>年	1661	11月16日	伊達亀千代領知黒印状	(黒印・藤原亀天地長久)	佐々布三郎兵衛とのへ	縦紙	36.0	49.7	なし	斐紙	黒川郡榎田村栗原郡三迫藤瀨戸村右於三ヶ村都合三拾六貫九拾五文之所下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	佐々布	3	仙台市博物館
28	寛文2<壬寅>年	1662	10月6日	伊達亀千代領知黒印状	(黒印・藤原亀天地長久)	武田四郎兵衛とのへ	縦紙	35.0	49.3	なし	斐紙	宮城郡市川村高橋村登米郡赤生津村桃生郡深谷和瀨村栗原郡二道梨崎村於右五箇村都合百三拾六貫四百五拾八文之所其身長親左衛門下置候無相違下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	武田	5	仙台市博物館
29	寛文4<甲辰>年	1664	9月15日	伊達亀千代領知黒印状	(黒印・藤原亀天地長久)	武田五郎左衛門尉とのへ	縦紙	35.0	49.4	なし	斐紙	宮城郡市川村高橋村桃生郡深谷和瀨村栗原郡二道梨崎村登米郡赤生津村於右六ヶ村都合百三拾六貫四百五拾八文之所下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	武田	6	仙台市博物館
30	寛文8<戊申>年	1668	8月29日	伊達亀千代領知黒印状	(黒印・藤原亀天地長久)	佐々布五郎右衛門とのへ	縦紙	36.9	50.9	なし	斐紙	黒川郡榎田村栗原郡三迫藤瀨戸村合三拾六貫九拾五文此度為加増藤瀨戸村拾五貫百三拾七文都合五拾六貫貳百三拾貳文之所下行之記<目録在別紙>全可領納者也仍如件	佐々布	4	仙台市博物館

仙台藩知行宛行状について
(本多)

〈表1 続き①〉

No.	年号	西暦	月日	文書名	差出書	宛名書	形態	縦 (cm)	横 (cm)	添加物	料紙	本 文	史料群	文書 番号	所蔵者
31	寛文12 <壬子>年	1672	正月25日	伊達綱基領知黒印状	(黒印・藤原亀天地長久)	佐々布五郎右衛門とのへ	縦紙	36.5	50.7	なし	麦紙	栗原郡三迫藤渡戸村黒川郡榎和田村合五拾壹貫貳百三拾二文此度為加増栗原郡藤渡戸村貳貫六拾文於右両村都合五拾三貫貳百九拾貳文之所下行之訖<目録在別紙>全可領納者也仍如件	佐々布	5	仙台市博物館
32	天和3年	1683	8月日	伊達綱村領知朱印状	(朱印・伊達氏正統第十九世)	園分源蔵とのへ	縦紙	35.4	49.4	なし	麦紙	桃生郡女川村之内貳貫文<目録在別紙>全可領納者也仍如件	園分	23	仙台市博物館
33	天和3年	1683	8月日	伊達綱村領知朱印状	(朱印・伊達氏正統第十九世)	武田伊右衛門殿	縦紙	35.3	49.7	なし	麦紙	桃生郡深谷和瀨村之内并所々都合百貳拾三貫四百五拾八文<目録在別紙>全可領納者也仍如件	武田	7	仙台市博物館
34	天和3年	1683	8月日	伊達綱村領知朱印状	(朱印・伊達氏正統第十九世)	菅野正左衛門とのへ	縦紙	35.9	50.1	なし	麦紙	膽澤郡上麻生村之内并所々都合四拾六貫六百三拾八文<目録在別紙>全可領納者也仍如件	菅野	6	仙台市博物館
35	天和3年	1683	8月日	伊達綱村領知朱印状	(朱印・伊達氏正統第十九世)	佐々布藤五郎とのへ	縦紙	36.0	49.0	なし	麦紙	栗原郡三迫藤渡戸村之内并所々都合六拾七貫四百三拾六文<目録在別紙>全可領納者也仍如件	佐々布	6	仙台市博物館
36	元禄3年	1690	12月18日	伊達綱村領知朱印状	(朱印・伊達氏正統第十九世)	園分源蔵とのへ	縦紙	35.6	50.1	なし	麦紙	江刺郡高寺村之内貳貫文<目録在別紙>全可領納者也仍如件	園分	24	仙台市博物館
37	元禄4年	1691	3月2日	伊達綱村領知朱印状	(朱印・伊達氏正統第十九世)	園分彦四郎とのへ	縦紙	35.6	50.1	なし	麦紙	江刺郡高寺村之内貳貫文<目録在別紙>全可領納者也仍如件	園分	25	仙台市博物館
38	元禄7年	1694	3月朔日	伊達綱村領知朱印状	(朱印・伊達氏正統第十九世)	菅野荘三郎とのへ	縦紙	35.6	50.0	なし	麦紙	膽澤郡上麻生村之内并所々都合四拾六貫六百三拾八文<目録在別紙>全可領納者也仍如件	菅野	7	仙台市博物館
39	宝永元年	1704	6月日	伊達吉村領知朱印状	(朱印・伊達氏第廿世当主藤原吉村)	濱田左平次とのへ	縦紙	35.5	46.3	なし	麦紙	桃生郡深谷大窪村之内膽沢郡柳田村之内都合七貫文<目録在別紙>全可領納者也仍如件	濱田	9	仙台市博物館
40	宝永元年	1704	6月日	伊達吉村領知朱印状	(朱印・伊達氏第廿世当主藤原吉村)	園分彦四郎殿	縦紙	35.6	49.7	なし	麦紙	江刺郡高寺村之内貳貫文<目録在別紙>全可領納者也仍如件	園分	26	仙台市博物館
41	宝永元年	1704	6月日	伊達吉村領知朱印状	(朱印・伊達氏第廿世当主藤原吉村)	武田左太郎とのへ	縦紙	35.5	49.7	なし	麦紙	桃生郡深谷和瀨村之内并所々都合百八貫四百五拾八文<目録在別紙>全可領納者也仍如件	武田	8	仙台市博物館
42	宝永元年	1704	6月日	伊達吉村領知朱印状	(朱印・伊達氏第廿世当主藤原吉村)	菅野庄左衛門とのへ	縦紙	35.5	49.6	なし	麦紙	膽澤郡上麻生村之内并所々都合四拾六貫六百三拾八文<目録在別紙>全可領納者也仍如件	菅野	8	仙台市博物館
43	宝永元年	1704	6月日	伊達吉村領知朱印状	(朱印・伊達氏第廿世当主藤原吉村)	佐々布藤五郎とのへ	縦紙	35.5	49.5	なし	麦紙	栗原郡三迫藤渡戸村之内并所々都合六拾七貫四百三拾六文<目録在別紙>全可領納者也仍如件	佐々布	7	仙台市博物館
44	延享元年	1744	6月日	伊達宗村領知朱印状	(朱印・伊達正胤式十世藤原朝臣宗村之印)	氏家九十郎とのへ	縦紙	35.6	46.2	なし	麦紙	宮城郡園分寒沢村之内桃生郡深谷川下村之内都合拾五貫文<目録在別紙>全可領納者也	相沢	27-100	東京大学経済学部資料室
45	延享元年	1744	6月日	伊達宗村領知朱印状	(朱印・伊達正胤式十世藤原朝臣宗村之印)	濱田運左衛門とのへ	縦紙	35.7	47.0	なし	麦紙	桃生郡深谷大窪村之内膽沢郡柳田村之内都合七貫文<目録在別紙>全可領納者也	濱田	11	仙台市博物館
46	延享元年	1744	6月日	伊達宗村領知朱印状	(朱印・伊達正胤式十世藤原朝臣宗村之印)	園分彦太郎殿	縦紙	35.5	47.0	なし	麦紙	江刺郡高寺村之内貳貫文<目録在別紙>全可領納仍如件	園分	28	仙台市博物館
47	延享元年	1744	6月日	伊達宗村領知朱印状	(朱印・伊達正胤式十世藤原朝臣宗村之印)	武田木工之介とのへ	縦紙	35.5	47.6	なし	麦紙	桃生郡深谷和瀨村之内并所々都合百拾八貫四百五拾八文<目録在別紙>全可領納者也	武田	11	仙台市博物館
48	延享元年	1744	6月日	伊達宗村領知朱印状	(朱印・伊達正胤式十世藤原朝臣宗村之印)	菅野正左衛門とのへ	縦紙	35.7	46.2	なし	麦紙	膽澤郡上麻生村之内并所々都合四拾六貫六百三拾八文<目録在別紙>全可領納者也	菅野	10	仙台市博物館
49	延享元年	1744	6月日	伊達宗村領知朱印状	(朱印・伊達正胤式十世藤原朝臣宗村之印)	佐々布八郎左衛門とのへ	縦紙	35.5	46.5	なし	麦紙	栗原郡三迫藤渡戸村之内并所々都合六拾七貫四百三拾六文<目録在別紙>全可領納者也	佐々布	9	仙台市博物館
50	宝暦6年	1758	7月日	伊達重村領知朱印状	(朱印・伊達家伯式十世藤原朝臣重村之印)	濱田運左衛門とのへ	縦紙	35.5	47.6	なし	麦紙	桃生郡深谷大窪村之内膽沢郡柳田村之内都合七貫文<目録在別紙>全可領納者也	濱田	13	仙台市博物館
51	宝暦6年	1758	7月日	伊達重村領知朱印状	(朱印・伊達家伯式十世藤原朝臣重村之印)	園分仲之丞殿	縦紙	35.6	47.7	なし	麦紙	江刺郡高寺村之内貳貫文<目録在別紙>全可領納仍如件	園分	30	仙台市博物館
52	宝暦6年	1758	7月日	伊達重村領知朱印状	(朱印・伊達家伯式十世藤原朝臣重村之印)	武田安之助とのへ	縦紙	35.6	46.9	なし	麦紙	桃生郡深谷和瀨村之内并所々都合百八貫四百五拾八文<目録在別紙>全可領納者也	武田	13	仙台市博物館
53	宝暦6年	1758	7月日	伊達重村領知朱印状	(朱印・伊達家伯式十世藤原朝臣重村之印)	菅野牛之助とのへ	縦紙	35.6	47.9	なし	麦紙	膽澤郡上麻生村之内并所々都合四拾六貫六百三拾八文<目録在別紙>全可領納者也	菅野	12	仙台市博物館
54	宝暦6年	1758	7月日	伊達重村領知朱印状	(朱印・伊達家伯式十世藤原朝臣重村之印)	佐々布八郎左衛門とのへ	縦紙	35.7	48.0	なし	麦紙	栗原郡三迫藤渡戸村之内并所々都合六拾七貫四百三拾六文<目録在別紙>全可領納者也	佐々布	11	仙台市博物館
55	宝暦6年	1758	7月日	伊達重村金山足軽領知朱印状	(朱印・伊達家伯式十世藤原朝臣重村之印)	中嶋伊勢殿	縦紙	35.7	47.2	なし	麦紙	金山足軽拾貳人知行之事 伊具郡伊手村之内貳拾五貫貳文<目録在別紙>全可配分仍如件	中島	82-1	仙台市博物館
56	天明3年	1783	2月4日	伊達重村領知朱印状	(朱印・伊達家伯式十世藤原朝臣重村之印)	濱田市郎兵衛とのへ	縦紙	35.7	47.0	なし	麦紙	磐井郡東谷母株之内書費五百文令加増之新々之知行八貫五百文<目録在別紙>全可領納者也	濱田	15	仙台市博物館
57	寛政4年	1792	7月日	伊達齊村領知朱印状	(朱印・伊達家伯式十四世藤原朝臣齊村之印)	濱田市郎兵衛とのへ	縦紙	35.5	45.0	なし	麦紙	桃生郡深谷大窪村之内并所々都合八貫五百文<目録在別紙>全可領納者也	濱田	17	仙台市博物館
58	寛政4年	1792	7月日	伊達齊村領知朱印状	(朱印・伊達家伯式十四世藤原朝臣齊村之印)	園分徳助殿	縦紙	35.7	45.0	なし	麦紙	江刺郡高寺村之内貳貫文<目録在別紙>全可領納仍如件	園分	32	仙台市博物館
59	寛政4年	1792	7月日	伊達齊村領知朱印状	(朱印・伊達家伯式十四世藤原朝臣齊村之印)	武田五郎左衛門殿とのへ	縦紙	35.5	45.0	なし	麦紙	桃生郡深谷和瀨村之内并所々都合百拾八貫四百五拾八文<目録在別紙>全可領納者也	武田	15	仙台市博物館
60	寛政4年	1792	7月日	伊達齊村領知朱印状	(朱印・伊達家伯式十四世藤原朝臣齊村之印)	菅野膳三郎とのへ	縦紙	35.5	47.4	なし	麦紙	膽澤郡上麻生村之内并所々都合四拾六貫六百三拾八文<目録在別紙>全可領納者也	菅野	14	仙台市博物館
61	寛政4年	1792	7月日	伊達齊村領知朱印状	(朱印・伊達家伯式十四世藤原朝臣齊村之印)	佐々布八郎左衛門とのへ	縦紙	35.5	47.0	なし	麦紙	栗原郡三迫藤渡戸村之内并所々都合六拾七貫四百三拾六文<目録在別紙>全可領納者也	佐々布	13	仙台市博物館
62	文化9年	1812	10月日	伊達齊宗領知朱印状	(朱印・伊達家伯式二十六世藤原朝臣齊宗之印)	濱田運治とのへ	縦紙	35.5	46.0	なし	麦紙	桃生郡深谷大窪村之内并所々都合八貫五百文<目録在別紙>全可領納者也	濱田	19	仙台市博物館
63	文化9年	1812	10月日	伊達齊宗領知朱印状	(朱印・伊達家伯式二十六世藤原朝臣齊宗之印)	園分数馬殿	縦紙	35.7	47.6	なし	麦紙	江刺郡高寺村之内貳貫文<目録在別紙>全可領納仍如件	園分	34	仙台市博物館
64	文化9年	1812	10月日	伊達齊宗領知朱印状	(朱印・伊達家伯式二十六世藤原朝臣齊宗之印)	武田太郎とのへ	縦紙	35.6	47.4	なし	麦紙	桃生郡深谷和瀨村之内并所々都合百拾八貫四百五拾八文<目録在別紙>全可領納者也	武田	17	仙台市博物館
65	文化9年	1812	10月日	伊達齊宗領知朱印状	(朱印・伊達家伯式二十六世藤原朝臣齊宗之印)	菅野勝治とのへ	縦紙	35.7	65.7	なし	麦紙	膽澤郡上麻生村之内并所々都合五拾壹貫六百三拾八文<目録在別紙>内書費文周宗朝臣同苗膳三郎代加増之石高之通全可領納者也	菅野	16	仙台市博物館
66	文化9年	1812	10月日	伊達齊宗領知朱印状	(朱印・伊達家伯式二十六世藤原朝臣齊宗之印)	佐々布八郎左衛門とのへ	縦紙	35.6	47.5	なし	麦紙	栗原郡三迫藤渡戸村之内并所々都合六拾七貫四百三拾六文<目録在別紙>全可領納者也	佐々布	15	仙台市博物館
67	文政3年	1820	6月日	伊達齊義領知朱印状	(朱印・伊達家伯式二十七世藤原朝臣齊義之印)	濱田運とのへ	縦紙	35.5	47.0	なし	麦紙	桃生郡深谷大窪村之内并所々都合八貫五百文<目録在別紙>全可領納者也	濱田	21	仙台市博物館
68	文政3年	1820	6月日	伊達齊義領知朱印状	(朱印・伊達家伯式二十七世藤原朝臣齊義之印)	園分志津馬殿	縦紙	35.6	47.4	なし	麦紙	江刺郡高寺村之内貳貫文<目録在別紙>全可領納仍如件	園分	36	仙台市博物館

〈表 1 続き②〉

No.	年号	西暦	月日	文書名	差出書	宛名書	形態	縦 (cm)	横 (cm)	添加物	料紙	本文	史料群	文書番号	所蔵者
69	文政3年	1820	6月	伊達斉義領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣齊義之印)	武田太郎とのへ	縦紙	35.6	47.4	なし	斐紙	横生郡深谷和瀨村之内并所々都合百拾八圓四百五拾八文<目録在別紙>全可領知者也	武田	19	仙台市博物館
70	文政3年	1820	6月	伊達斉義領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣齊義之印)	菅野勝治とのへ	縦紙	35.3	47.4	なし	斐紙	横澤郡上麻生村之内并所々都合五拾壹圓六百三拾八文<目録在別紙>全可領知者也	菅野	18	仙台市博物館
71	文政3年	1820	6月	伊達斉義領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣齊義之印)	佐々布八郎左衛門とのへ	縦紙	35.5	47.2	なし	斐紙	栗原郡三迫藤渡戸村之内并所々都合六拾七圓四百三拾六文<目録在別紙>全可領知者也	佐々布	17	仙台市博物館
72	文政3年	1820	6月	伊達斉義金山給主四十九院領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣齊義之印)	中嶋左衛門殿	縦紙	35.7	47.4	なし	斐紙	金山給主四十九院源右衛門伊具郡伊手村之内書賣貳百貳拾三文<目録在別紙>全可所務仍如件	中嶋	105	仙台市博物館
73	文政3年	1820	6月	伊達斉義領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣齊義之印)	中嶋左衛門殿	縦紙	35.8	47.2	なし	斐紙	伊具郡金山本郷之内并所々都合貳百貳文<目録在別紙>全可領知仍如件	中嶋	106	仙台市博物館
74	文政3年	1820	6月	伊達斉義金山足軽領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣齊義之印)	中嶋左衛門殿	縦紙	35.8	47.1	なし	斐紙	金山足軽四拾貳人知行之事 伊具郡伊手村之内金山本郷之内都合貳拾五圓貳百文<目録在別紙>全可配分仍如件	中嶋	110	仙台市博物館
75	文政11年	1828	6月	伊達斉邦領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣齊邦之印)	氏家雄之助とのへ	縦紙	35.6	47.1	なし	斐紙	宮城郡園分沢沢村之内并所々都合貳拾貳圓貳文<目録在別紙>全可領知者也	相沢	27-102	東京大学経済学部資料室
76	文政11年	1828	6月	伊達斉邦領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣齊邦之印)	濱田進とのへ	縦紙	35.7	47.2	なし	斐紙	横生郡深谷大窪村之内并所々都合八圓五百文<目録在別紙>全可領知者也	濱田	23	仙台市博物館
77	文政11年	1828	6月	伊達斉邦領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣齊邦之印)	園分志津馬殿	縦紙	35.8	47.4	なし	斐紙	江刺郡高寺村之内式貫文<目録在別紙>全可領知仍如件	園分	38	仙台市博物館
78	文政11年	1828	6月	伊達斉邦領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣齊邦之印)	武田幸七郎とのへ	縦紙	35.7	47.4	なし	斐紙	横生郡深谷和瀨村之内并所々都合百拾八圓四百五拾八文<目録在別紙>全可領知者也	武田	21	仙台市博物館
79	文政11年	1828	6月	伊達斉邦領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣齊邦之印)	佐々布八郎左衛門とのへ	縦紙	35.6	47.3	なし	斐紙	栗原郡三迫藤渡戸村之内并所々都合六拾七圓四百三拾六文<目録在別紙>全可領知者也	佐々布	19	仙台市博物館
80	文政11年	1828	6月	伊達斉邦領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣齊邦之印)	菅野牛之助とのへ	縦紙	35.7	47.5	なし	斐紙	横澤郡上麻生村之内并所々都合五拾壹圓六百三拾八文<目録在別紙>全可領知者也	菅野	20	仙台市博物館
81	天保7年	1836	正月15日	伊達斉邦領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣齊邦之印)	佐々布八郎左衛門とのへ	縦紙	35.6	47.2	なし	斐紙	横生郡深谷前谷地村之内五貫文令加増之前々之知行合七拾貳圓四百三拾六文<目録在別紙>全可領知者也	佐々布	21	仙台市博物館
82	天保13年	1842	8月	伊達慶壽領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣慶壽之印)	濱田進殿	縦紙	35.7	47.2	なし	斐紙	横生郡深谷大窪村之内并所々都合八圓五百文<目録在別紙>全可領知仍如件	濱田	25	仙台市博物館
83	天保13年	1842	8月	伊達慶壽領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣慶壽之印)	園分志津馬殿	縦紙	35.6	47.3	なし	斐紙	江刺郡高寺村之内式貫文<目録在別紙>全可領知仍如件	園分	40	仙台市博物館
84	天保13年	1842	8月	伊達慶壽領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣慶壽之印)	武田幸七郎とのへ	縦紙	35.7	47.4	なし	斐紙	横生郡深谷和瀨村之内并所々都合百拾八圓四百五拾八文<目録在別紙>全可領知者也	武田	23	仙台市博物館
85	天保13年	1842	8月	伊達慶壽領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣慶壽之印)	菅野牛之助とのへ	縦紙	35.5	47.2	なし	斐紙	横澤郡上麻生村之内并所々都合五拾壹圓六百三拾八文<目録在別紙>全可領知者也	菅野	22	仙台市博物館
86	天保13年	1842	8月	伊達慶壽領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣慶壽之印)	佐々布八郎左衛門とのへ	縦紙	35.5	47.4	なし	斐紙	栗原郡三迫藤渡戸村之内并所々都合七拾貳圓四百三拾六文<目録在別紙>全可領知者也	佐々布	23	仙台市博物館
87	弘化4年	1847	8月14日	伊達慶邦領知朱印状	(朱印・伊達家伯二十世藤原朝臣慶邦之印)	濱田縫殿殿	縦紙	35.6	47.0	なし	斐紙	玉造郡成田村之内栗原郡三迫福岡村之内拾貫文令加増之前々之知行合八圓五百文<目録在別紙>全可領知仍如件	濱田	27	仙台市博物館

【註】 <>は割書もしくは付年号を、*は不読文字を示す。

表 2. 宇和島藩知行宛行状表

No.	年号	西暦	月日	文書名	差出書	宛名書	形態	縦 (cm)	横 (cm)	添加物	料紙	本文	史料群	文書番号	所蔵者
1	<元和元年>	1615	8月20日	伊達秀宗領知黒印状	(黒印・***治*)	鈴木右京殿	縦切紙	34.1	23.5	なし	楮紙	三間之内瀨波村之内百拾七石七斗六合三夕内深田村之内八拾貳石貳斗九升三合貳百石之石所下置者也仍如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
2	寛永5年	1628	6月10日	伊達秀宗領知黒印状	(黒印・***治*)	葛西九兵衛殿	縦紙	37.8	46.9	なし	楮紙	知行所番付之事 一 百四拾七石九斗五升 兼近村一 百五拾貳石五升 大内村 合三百石内百石為加増知 右知行畢全令知行可抽忠功者也	知行45	A-1	愛媛県歴史文化博物館
3	寛永9年	1632	6月20日	伊達秀宗領知黒印状	(黒印・***治*)	宮川金左衛門殿	縦切紙	33.4	37.7	米粉(少量)	楮紙	高百五拾石宛行畢全令領知可抽忠功者也	知行45		愛媛県歴史文化博物館
4	寛永21年	1644	10月21日	伊達秀宗領知黒印状	(黒印・***治*)	大内源左衛門殿	縦紙	35.3	50.0	なし	楮紙	高貳百石<目録在別紙>宛行畢全令領知者也	知行45		愛媛県歴史文化博物館
5	寛永21年	1644	10月21日	伊達秀宗領知黒印状	(黒印・***治*)	橋本甚左衛門殿	縦紙	35.0	49.9	なし	楮紙	高貳百石<目録在別紙>宛行畢全令領知可抽忠功者也	知行45		愛媛県歴史文化博物館
6	万治元年	1658	霜月15日	伊達宗利領知黒印状	(青印・宗利)	葛西九兵衛とのへ	縦紙	41.8	56.9	なし	楮紙	高百石<目録在別紙>如前々充行畢全令領知可抽忠功者也	知行45	A-2	愛媛県歴史文化博物館
7	万治3年	1660	正月11日	伊達宗利領知黒印状	(黒印・宗利)	葛西九兵衛とのへ	縦紙	42.0	57.5	なし	楮紙	為加増高百石<目録在別紙>充行畢全令領知可抽忠功者也	知行45	A-3	愛媛県歴史文化博物館
8	寛文7年	1667	潤2月12日	伊達宗利領知黒印状	(青印・宗利)	宮川又左衛門とのへ	縦紙	37.9	52.0	なし	楮紙	父口左衛門依令隠居本知無相違高貳百石之事<目録在別紙>宛行訖全存知旨可抽忠功者也	知行45		愛媛県歴史文化博物館
9	寛文10年	1670	11月2日	伊達宗利領知黒印状	(黒印・宗利)	堀谷助左衛門とのへ	縦紙	37.8	52.2	なし	楮紙	高五拾石為隠居料充行畢全令領知者也	知行45		愛媛県歴史文化博物館
10	延宝2年	1674	6月19日	伊達宗利領知黒印状	(黒印・宗利)	武田大吉とのへ	縦紙	37.9	51.5	なし	楮紙	父仁右衛門依令死去跡自高貳百石<目録在別紙>事充行之訖全令領知之状如件	知行45	A-1	愛媛県歴史文化博物館
11	延宝6年	1678	7月6日	伊達宗利領知黒印状	(黒印・宗利)	大内右衛門とのへ	縦紙	37.6	52.2	なし	楮紙	養父源左衛門依令隠居本知無相違高貳百石如前々全可知行之状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
12	元禄8年	1695	8月13日	伊達宗賢領知黒印状	(黒印・宗賢)	葛西九兵衛とのへ	縦紙	30.9	44.2	なし	楮紙	高貳百石宛行之訖如前々可知行状如件	知行45	A-4	愛媛県歴史文化博物館
13	元禄8年	1695	8月13日	伊達宗賢領知黒印状	(黒印・宗賢)	大内源左衛門とのへ	縦紙	30.9	44.4	なし	楮紙	高貳百石宛行之訖如前々可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
14	元禄8年	1695	8月13日	伊達宗賢領知黒印状	(黒印・宗賢)	宮川四郎兵衛とのへ	縦紙	31.4	44.2	なし	楮紙	高百石宛行之訖如前々可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
15	元禄8年	1695	8月13日	伊達宗賢領知黒印状	(黒印・宗賢)	堀谷藤右衛門とのへ	縦紙	31.1	44.2	なし	楮紙	高貳百石宛行之訖如前々可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
16	元禄8年	1695	8月13日	伊達宗賢領知黒印状	(黒印・宗賢)	宮川金左衛門とのへ	縦紙	31.4	44.1	なし	楮紙	高貳百石宛行之訖如前々可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
17	元禄10年	1697	8月14日	伊達宗賢領知黒印状	(黒印・宗賢)	武田源次兵衛とのへ	縦紙	31.1	44.8	なし	楮紙	養父源左衛門依令隠居家督無相違高貳百石宛行畢可知行之状如件	知行45	A-2	愛媛県歴史文化博物館
18	元禄11年	1698	8月5日	伊達宗賢領知黒印状	(黒印・宗賢)	堀谷藤右衛門とのへ	縦紙	30.5	42.9	なし	楮紙	養父藤右衛門為跡目高百五拾石宛行之訖全可知行状如件	知行781		愛媛県歴史文化博物館

仙台藩知行宛行状について
(本多)

〈表 2 続き〉

No.	年号	西暦	月日	文書名	差出書	宛名書	形態	縦 (cm)	横 (cm)	添加物	料紙	本 文	史料群	文書番号	所蔵者
19	正徳2年	1712	4月23日	伊達村年領知黒印状	(黒印・村歳)	葛西源七郎とのへ	縦紙	31.8	45.1	なし	楮紙	新知高百石宛行之訖全可知行状如件	葛西	A-5	愛媛県歴史文化博物館
20	正徳4年	1714	3月19日	伊達村年領知黒印状	(黒印・村歳)	梶谷林蔵とのへ	縦紙	31.7	45.4	なし	楮紙	養父清太夫家督無相違高百五拾石宛行之訖全可知行状如件	知行	781	愛媛県歴史文化博物館
21	享保4年	1719	11月28日	伊達村年領知黒印状	(黒印・村歳)	武田逸八郎とのへ	縦紙	31.8	45.3	なし	楮紙	為増旧知之内高五拾石宛行之訖都合高百五拾石可知行状如件	武田	A-3	愛媛県歴史文化博物館
22	享保6年	1721	11月16日	伊達村年領知黒印状	(黒印・村歳)	武田逸八郎とのへ	縦紙	31.9	45.1	なし	楮紙	高百五拾石宛行之訖如前々全可知行状如件	武田	A-4	愛媛県歴史文化博物館
23	享保6年	1721	11月16日	伊達村年領知黒印状	(黒印・村歳)	葛西源七郎とのへ	縦紙	31.8	45.1	なし	楮紙	高百石宛行之訖如前々全可知行状如件	葛西	A-6	愛媛県歴史文化博物館
24	享保6年	1721	11月16日	伊達村年領知黒印状	(黒印・村歳)	大内源左衛門とのへ	縦紙	31.7	45.3	なし	楮紙	高百石宛行之訖如前々全可知行状如件	大内		愛媛県歴史文化博物館
25	享保6年	1721	11月16日	伊達村年領知黒印状	(黒印・村歳)	橋本甚左衛門とのへ	縦紙	31.7	45.5	なし	楮紙	高百五拾石宛行之訖如前々全可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
26	享保6年	1721	11月16日	伊達村年領知黒印状	(黒印・村歳)	梶谷林蔵とのへ	縦紙	31.6	45.4	なし	楮紙	高百五拾石宛行之訖如前々全可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
27	元文5年	1740	9月7日	伊達村候領知朱印状	(朱印・村候)	葛西一平とのへ	縦紙	31.7	45.6	なし	楮紙	為増五拾石宛行之訖都合高百五拾石全可知行状如件	葛西	A-7	愛媛県歴史文化博物館
28	寛保3年	1743	8月13日	伊達村候領知朱印状	(朱印・村候)	武田逸八郎とのへ	縦紙	31.5	44.8	なし	楮紙	高百五拾石宛行之訖如前々全可知行状如件	武田	A-5	愛媛県歴史文化博物館
29	寛保3年	1743	8月13日	伊達村候領知朱印状	(朱印・村候)	葛西一平とのへ	縦紙	31.6	45.3	なし	楮紙	高百五拾石宛行之訖如前々全可知行状如件	葛西	A-8	愛媛県歴史文化博物館
30	寛保3年	1743	8月13日	伊達村候領知朱印状	(朱印・村候)	梶谷藤五とのへ	縦紙	31.5	44.7	なし	楮紙	高百五拾石宛行之訖如前々全可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
31	延享4年	1747	10月7日	伊達村候領知朱印状	(朱印・宇和島之主村候)	宮川伝太夫とのへ	縦紙	31.4	45.2	なし	楮紙	旧知高百石宛行之訖全可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
32	寛延4年	1751	9月27日	伊達村候領知朱印状	(朱印・*****伊達氏嫡流改宗)	武田惣左衛門とのへ	縦紙	32.7	45.6	なし	楮紙	父逸八郎依隠居家督無相違高百五拾石宛行之訖全可知行状如件	武田	A-6	愛媛県歴史文化博物館
33	宝暦7年	1757	5月2日	伊達村候領知朱印状	(朱印・*****伊達氏嫡流改宗)	葛西源七とのへ	縦紙	33.1	45.7	なし	楮紙	父一平家督無相違高百五拾石宛行之訖全可知行状如件	葛西	A-9	愛媛県歴史文化博物館
34	宝暦9年	1759	6月16日	伊達村候領知朱印状	(朱印・村候)	武田惣左衛門とのへ	縦紙	32.5	45.7	なし	楮紙	旧知百五拾石今度就高直百八拾四石武斗充行之訖全可知行状如件	武田	A-7	愛媛県歴史文化博物館
35	宝暦9年	1759	6月16日	伊達村候領知朱印状	(朱印・村候)	梶谷藤五とのへ	縦紙	32.5	46.0	なし	楮紙	旧知百五拾石今度就高直百八拾四石武斗充行之訖全可知行状如件	知行	781	愛媛県歴史文化博物館
36	宝暦9年	1759	6月16日	伊達村候領知朱印状	(朱印・村候)	有間四郎兵衛とのへ	縦紙	32.6	45.8	なし	楮紙	旧知百石今度就高直百五拾石武斗充行之訖全可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
37	宝暦9年	1759	10月9日	伊達村候領知朱印状	(朱印・村候)	大内八百八とのへ	縦紙	31.3	44.9	なし	楮紙	父源左衛門為家督高百九拾六石四斗八升充行之訖全可知行状如件	大内		愛媛県歴史文化博物館
38	明和2年	1765	10月7日	伊達村候領知朱印状	(朱印・村候)	武田矢次馬とのへ	縦紙	32.7	45.7	なし	楮紙	父惣右衛門為家督無相違高百八拾四石武斗充行之訖全可知行状如件	武田	A-8	愛媛県歴史文化博物館
39	安永2年	1773	9月27日	伊達村候領知朱印状	(朱印・村候)	武田常之進とのへ	縦紙	32.7	46.3	なし	楮紙	父逸八郎為家督高百四拾七石三斗六升充行之訖全可知行状如件	武田	A-9	愛媛県歴史文化博物館
40	寛政7年	1795	8月10日	伊達村壽領知朱印状	(朱印・村壽)	武田源之允とのへ	縦紙	32.8	45.3	なし	楮紙	高百四拾七石三斗六升充行之訖如前々全可知行状如件	武田	A-10	愛媛県歴史文化博物館
41	寛政7年	1795	8月10日	伊達村壽領知朱印状	(朱印・村壽)	葛西三郎大夫とのへ	縦紙	32.9	46.4	なし	楮紙	高百五拾石充行之訖如前々全可知行状如件	葛西	A-10	愛媛県歴史文化博物館
42	寛政7年	1795	8月10日	伊達村壽領知朱印状	(朱印・村壽)	梶谷藤右衛門とのへ	縦紙	33.0	45.5	なし	楮紙	高百八拾四石武斗充行之訖全可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
43	寛政10年	1798	2月10日	伊達村壽領知朱印状	(朱印・村壽)	葛西一平とのへ	縦紙	32.7	46.3	なし	楮紙	父三郎大夫依隠居家督無相違高百五拾石宛行之訖全可知行状如件	葛西	A-11	愛媛県歴史文化博物館
44	享和2年	1802	2月27日	伊達村壽領知朱印状	(朱印・村壽)	梶谷嘉久之助とのへ	縦紙	32.7	45.5	なし	楮紙	父藤右衛門依隠居家督無相違高百八拾四石武斗充行之訖全可知行状如件	知行	781	愛媛県歴史文化博物館
45	文化5年	1808	4月7日	伊達村壽領知朱印状	(朱印・村壽)	武田仁右衛門とのへ	縦紙	32.6	45.9	なし	楮紙	父源之允遺跡無相違高百四拾七石三斗六升充行之訖全可知行状如件	武田	A-11	愛媛県歴史文化博物館
46	文化12年	1815	7月22日	伊達村壽領知朱印状	(朱印・村壽)	大内小藤とのへ	縦紙	32.7	45.7	なし	楮紙	父万右衛門依隠居家督無相違高百六拾七石充行之訖如前々全可知行状如件	大内		愛媛県歴史文化博物館
47	文政3年	1820	12月22日	伊達村壽領知朱印状	(朱印・村壽)	葛西亀六とのへ	縦紙	32.5	45.8	なし	楮紙	父一平遺跡無相違高百五拾石充行之訖全可知行状如件	葛西	A-12	愛媛県歴史文化博物館
48	文政3年	1825	8月10日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	武田仁右衛門とのへ	縦紙	32.8	46.6	なし	楮紙	高百四拾七石三斗六升充行之訖如前々全可知行状如件	武田	A-12	愛媛県歴史文化博物館
49	文政3年	1825	8月10日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	葛西三郎大夫とのへ	縦紙	32.9	46.7	なし	楮紙	高百五拾石充行之訖如前々全可知行状如件	葛西	A-13	愛媛県歴史文化博物館
50	文政3年	1825	8月10日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	大内源左衛門とのへ	縦紙	33.1	46.8	なし	楮紙	高百六拾七石充行之訖如前々全可知行状如件	大内		愛媛県歴史文化博物館
51	文政3年	1825	8月10日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	梶谷市郎左衛門とのへ	縦紙	33.1	47.0	なし	楮紙	高百八拾四石武斗充行之訖如前々全可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
52	文政3年	1825	8月10日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	榎岡八介とのへ	縦紙	32.7	45.8	なし	楮紙	高百五拾石充行之訖如前々全可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
53	天保14年	1843	8月22日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	梶谷市郎左衛門とのへ	縦紙	32.9	46.9	なし	楮紙	父藤五依隠居家督無相違高百八拾四石武斗充行之訖全可知行状如件	知行	781	愛媛県歴史文化博物館
54	弘化2年	1845	8月13日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	武田仁右衛門とのへ	縦紙	32.7	46.3	なし	楮紙	高百八拾四石武斗充行之訖如前々全可知行状如件	武田	A-13	愛媛県歴史文化博物館
55	弘化2年	1845	8月13日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	葛西三郎とのへ	縦紙	32.7	46.2	なし	楮紙	高百五拾石充行之訖如前々全可知行状如件	葛西	A-14	愛媛県歴史文化博物館
56	弘化2年	1845	8月13日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	大内源左衛門とのへ	縦紙	32.6	46.2	なし	楮紙	高百六拾七石充行之訖如前々全可知行状如件	大内		愛媛県歴史文化博物館
57	弘化2年	1845	8月13日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	梶谷市郎左衛門とのへ	縦紙	32.8	46.5	なし	楮紙	高百八拾四石武斗充行之訖如前々全可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
58	嘉永5年	1852	10月7日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	梶谷平十郎とのへ	縦紙	32.6	46.0	なし	楮紙	父市郎左衛門遺跡無相違高百八拾四石武斗充行之訖全可知行状如件	知行	781	愛媛県歴史文化博物館
59	安政2年	1855	5月2日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	葛西一平とのへ	縦紙	32.7	46.2	なし	楮紙	父三郎依隠居家督無相違高百五拾石宛行之訖全可知行状如件	葛西	A-15	愛媛県歴史文化博物館
60	安政2年	1855	10月30日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	葛西一平とのへ	縦紙	32.7	46.4	なし	楮紙	高百五拾石充行之訖如前々全可知行状如件	葛西	A-16	愛媛県歴史文化博物館
61	安政2年	1855	10月30日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	大内源左衛門とのへ	縦紙	32.7	46.3	なし	楮紙	高百六拾七石充行之訖如前々全可知行状如件	大内		愛媛県歴史文化博物館
62	安政2年	1855	10月30日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	宮川四郎兵衛とのへ	縦紙	33.1	46.9	なし	楮紙	高百五拾石武斗充行之訖如前々全可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
63	安政2年	1855	10月30日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	梶谷平十郎とのへ	縦紙	32.7	46.4	なし	楮紙	高百八拾四石武斗充行之訖如前々全可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館
64	慶応3年	1867	3月15日	伊達宗紀領知朱印状	(朱印・宗紀)	有間又次郎とのへ	縦紙	32.6	46.2	なし	楮紙	父八介遺跡無相違高百五拾石宛行之訖全可知行状如件	知行45		愛媛県歴史文化博物館

【註】 <>は割書もしくは付年号を、*は不読文字を示す。